

平成21年5月18日策定
平成28年4月1日改訂
令和3年4月1日改訂
令和6年4月1日改訂
花巻市教育委員会

花巻市就学前教育プログラム ～0歳からの健やかな成長を目指して～

I プログラムの策定の趣旨

1 就学前教育の振興に関する動向

- 国においては、平成18年12月に改正した教育基本法において、「家庭教育」「幼児期の教育」の条文を新設し、国や地方公共団体がその振興に努めるべきことを規定しました。また、平成29年3月に改訂された保育所保育指針・幼稚園教育要領・幼保連携型認定こども園教育・保育要領においては、子どもに育みたい資質・能力等が共通化され明確に示されるとともに、小学校との円滑な接続を図るよう努めることが明記されました。さらに、令和元年10月1日には、子ども・子育て支援を充実させる観点から、幼児教育・保育の無償化がスタートしました。
- 令和3年5月に、文部科学省は、幼児教育スタートプラン^{*1}を策定しました。令和4年3月には、「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」が示されるなど、幼児教育の重要性とともに、幼児教育から小学校教育への接続の重要性に対する認識が高まっています。
- 令和5年4月に施行されたこども基本法に基づき、こども政策の基本的な方針を定めるものとして令和5年12月に閣議決定されたこども大綱^{*2}には、こどもまんなか社会^{*2}を目指すとともに、就学前の時期においては、子どもの成長の保障と遊びの充実を図ることや、地域における子育て支援、家庭における教育の支援についても、重要事項の一つとして示されています。
- 花巻市教育委員会は令和3年3月に「第3期花巻市教育振興基本計画」を策定し、子どもたちが、恵まれた自然環境、文化的環境に囲まれ、家庭や地域の人々に温かく見守られながら生涯にわたり心身共に健康な生活を送ることができる基盤づくりを進めることを就学前教育の充実を図る取組として掲げました。
- 本プログラムは、「第3期花巻市教育振興基本計画」における就学前教育のあり方について、家庭、保育園・幼稚園・認定こども園、小学校、地域での取組を具体的に示すことにより、心身ともに健全な子どもの育成をさらに推進するために策定するものです。

*1 幼児教育スタートプラン：学びや生活の基盤を支える幼児期からの教育の充実を図り、施設類型や地域、家庭の環境を問わず、すべての子どもに対して格差なく質の高い学びを保障することを目的に策定。

*2 こどもまんなか社会：全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

2 プログラムの位置づけ

- 花巻市教育委員会は、平成21年4月に、花巻市の未来を担う子どもたちが社会で心豊かにたくましく生きていく基礎を培うため、家庭・園・学校・地域が力を合わせ、就学前教育の振興と充実に努めることをねらいとして「花巻市就学前教育プログラム」を策定しました。
- 令和3年3月策定の「第3期花巻市教育振興基本計画」における基本目標は『「郷土を愛し、丈夫な体と深い知性を持つ心豊かな市民が育つまち」～すべての市民が学び合い、たくましく生き抜く強さと、思いやりの心を育む“人づくり”をめざして～』としています。
- この計画における施策の柱のひとつ、「子育て環境の充実」の「家庭の教育力向上」「就学前教育の充実」では、家庭における基本的な生活習慣等の定着を図ることや保育園・幼稚園・認定こども園を通じた就学前教育に力を入れることとしており、本プログラムは、就学前教育の振興を図るための基本的な方針として位置づけるものです。
- 本プログラムの実施期間は、令和6年度から令和8年度までとします。ただし、毎年度評価を行い、その結果に基づき必要に応じて見直しを行うものとします。

3 社会の変化と就学前教育の重要性

- 乳幼児期は、基本的な生活習慣を養うとともに、生涯における人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。したがって、0歳から人として尊重され、生きる喜びを感じながら成長していくことが、その後の望ましい生き方につながることを認識し、社会全体で力を合わせて乳幼児の健やかな成長を支えることが必要です。
- 乳幼児は、遊びや生活の中で、周囲の環境に主体的に働きかけることを通して、意欲、自信、協調性、粘り強さなどの非認知能力を育むとともに、小学校以降の学びの基礎となる認知能力や、多様な動きを身につけるなど健康な心と体を育てています。
- 近年、急速な少子化の進行、家族形態や保護者の就労形態の多様化、地域コミュニティの縮小などの社会環境の変化が複合的に絡み合い、子どもたちの生活も様々な影響を受けています。このことは、例えば屋外で元気に遊ぶ子どもの姿の減少、家庭内や地域において人と関わる経験が少ない子どもの増加や、生活リズムが乱れている子どもの増加、また、子育てについて不安や悩みを抱える保護者の増加や家庭の教育力の低下などに表れています。
- このような状況の中、乳児期における愛着形成を基礎とし、幼児期における他者との関わりや体験を通じた基本的な生きる力の獲得を通して、子どもが自己肯定感をもって成長することができるよう、家庭、保育園・幼稚園・認定こども園・小学校（以下「保幼小」といいます。）、地域が連携して、社会全体で力を合わせて子どもの命を守り、健やかな成長を支えることがますます重要になっています。

(1) 家庭教育の面から

- 子どもにとって家庭は、心身の発達の基盤を形成する場であり、家庭の愛情の中で育つことが何よりも大切です。家族との信頼関係を確立することが子どもの発達の第一歩となり、社会生活の原点となることから、家庭が子どもに与える影響は極めて大きいものです。
- しかし、近年、家族形態や保護者の就労形態の多様化等により、家族でふれあう時間や経験豊かな祖父母などから子育てについて学ぶ機会が減少傾向にあるとともに、情報化が急速に進んだ社会の中で、多くの情報に囲まれて生活し、自然に触れ合ったり幅広い世代と交流したりするなどの直接的な体験が不足している様子がみられます。保護者が、子どもの発達を待てずに厳しい態度で接したり、逆に手をかけすぎたりすることで、子どもの自立の芽を摘んでしまったり、子どもの自己肯定感が低くなってしまったりする場合があります。
- そこで、社会生活の原点である家庭での子どもへの関わりについてもう一度見直し、基本的な生活習慣、食生活、遊び、体づくり等、乳幼児の育ちについて理解を深めながら、子どもの自立心を育んでいくことが大切になります。

(2) 子どもの育ちや学びの連続性の面から

- 乳幼児期は、身体的・情緒的・知的な面や人間関係の面で、日々急速に成長する時期です。保育園・幼稚園・認定こども園では、この時期の重要性を十分考慮し、家庭では経験できない集団生活を通して子どもの健やかな成長を促しています。
- 就学前教育においては、子どもたちが遊びや生活を通して周囲の環境に主体的に関わり、試行錯誤したり考えたりすることを積み重ねることにより、資質・能力を育むことが大切です。
- 小学校教育においては、就学前教育での育ちや学びを踏まえて、幼児期の遊びを通じた総合的な学びから、児童期の教科等の学習に円滑に移行し、主体的・自覚的に学びに向かうことができるように工夫していくことが必要です。
- そこで、子どもの発達を長期的な視点で捉え、就学前の保育・教育と小学校の教育についての相互理解とともに、教育課程レベルでの接続の工夫が求められています。

(3) 地域で支える子育ての面から

- 子育てに関する悩みは様々ですが、保護者同士で話してみると自分の悩みが小さなことだと気づいたり、悩んでいるのは自分だけではないことを知り安心できたりすることもあります。しかし、保護者同士で話したり誰かに相談したりする機会がなく、多くの悩みを抱えたまま子育てを行っている場合が見られます。
- これは、かつては地域の行事などを通して自然に形成されていた地域とのつながりやふれあいが持ちにくく、子育てにおいても孤立しやすい状況が生じているためではないかと考えられます。また、地域で行われている子育て支援の取組についての情報が十分に伝わっていないことも考えられます。

- そこで、地域での取組を含め、保護者が育児相談や情報収集しやすい環境、保護者相互が交流したり学習したりする機会の充実を図り、子育てに対する不安感が緩和できるような子育て支援体制の充実を図っていく必要があります。

II 目指す子どもの姿と基本方針

1 花巻市の就学前教育において目指す子どもの姿

本プログラムで育成を目指す心身ともに健全な子どもとは、基本的な生活習慣を身に付け、周囲の環境や人と主体的に関わりながら活動するとともに、経験を基によく考えて行動する子どものことです。このことから、市の就学前教育における目指す子ども像を「元気な子ども」、「やさしい子ども」、「考える子ども」とします。

2 花巻市の就学前教育の基本方針

家庭、保幼小、地域が連携・接続して0歳からの取組を推進することにより、社会で心豊かにたくましく生きていくことができる「元気な子ども」、「やさしい子ども」、「考える子ども」の育成を目指します。

III 取組方針と施策

1 取組方針

- (1) 家庭における教育力の向上支援に努めます。
- (2) 保幼小の連続性を考慮した保育・教育の充実に努めます。
- (3) 地域との連携による子育て支援の充実に努めます。

2 具体的な施策

(1) 家庭における教育力の向上支援

家庭は、子どもにとって社会生活の出発点となります。また、家庭教育は、心豊かにたくましく生きていく子どもを育てるうえで極めて重要な役割を果たすものであることから、就学前の子どもを持つ保護者の意識を高め、関係機関等との連携を強化しながら家庭教育力の向上を目指します。

① 就学前教育振興会議の設置

公私立保育園・幼稚園・認定こども園、保護者代表、校長会、行政機関等の合同会議を設置し、乳幼児の保育・教育について課題を共有化し改善の方向を探ります。

- ◇ 就学前教育プログラムの具体的取組内容の検討
- ◇ 就学前教育プログラムの具体的取組の評価と改善
- ◇ 架け橋期のカリキュラムの策定及び評価と改善

② 保護者への子育て支援

保護者の子育てに関する悩みや子育てに参考となる情報や研修会の情報を提供し、乳幼児期の教育に関する理解が広がり、また深まるよう全ての家庭へ働きかけます。

- ◇ 家庭教育に関するパンフレットの配布
- ◇ 子どもの育ちや学び、小学校との接続に関する情報の提供
- ◇ 子育てに関する研修会や保護者同士の交流会の機会の提供
- ◇ 地域で開催される子育てに関する情報の提供

③ 保幼小での子育て相談事業の充実

就学前の子どもを持つ保護者の相談に対して、保育園・幼稚園・認定こども園と小学校との接続を意識しながら保護者の不安を緩和するよう相談に応じます。

- ◇ 各園での子育て相談の機会の提供
- ◇ 就学に向けた相談の機会の設定及び小学校への引継ぎ

(2) 保幼小の連続性を考慮した保育・教育の充実

乳幼児の保育・教育が小学校以降の生活や学習の基盤となることから、保育園・幼稚園・認定こども園において保育・教育内容の充実を図っていきます。各園での集団生活を通して、人とかかわる力や自立心、道徳心、豊かな感性を培うためのより効果的な方法を探り実践していくとともに、家庭と連携しながら基本的な生活習慣の定着を図るよう取り組みます。

① 保育園・幼稚園・認定こども園での取組の充実

現状の課題や問題点を確認しながら、これに対応する教育指導内容を工夫し、基本的なねらいや目指す姿の共有化を図り連携・接続を推進します。

- ◇ 各園での「全体的な計画」作成と実践の支援
 - ・ 集団生活のなかで乳幼児の主体的な活動である『遊び』の環境について配慮
 - ・ 郷土の自然や文化に触れたり身近な人と関わったりする『体験』機会の充実
 - ・ 保護者への働きかけを含めた食育計画に基づく実践
 - ・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮した保育・教育と幼児理解に基づいた評価の実施
- ◇ 各園での計画的な環境整備の推進
 - ・ 良好な保育・教育環境の整備

② 保幼小連携・接続の推進

子どもの発達や学びの連続性の視点から、保幼小の連携、就学前の教育と小学校の教育の円滑な接続を推進していきます。

- ◇ 子どもの発達や学びの連続性を考慮した保育・教育のあり方についての合同研修や意見交換(保育者・小学校教員間の交流)
- ◇ 幼児・児童間の交流

◇ 架け橋期のカリキュラムを踏まえた、各園・小学校における教育課程の編成・指導計画の作成及び評価、改善

③ 特別な支援を必要とする乳幼児への支援

特別な支援を必要とする乳幼児について、集団生活への適応及び全体的な発達の促進を目指して、関係機関と連携をとりながら個々の実態に即したきめ細かな支援に取り組めます。

◇ 専門機関との連携による個に応じた支援

- ・ こども発達相談センター
- ・ イーハトーブ養育センター
- ・ 幼児ことばの教室

◇ 特別な支援を必要とする乳幼児への支援員の配置

- ・ 特別な支援の必要な乳幼児の実態把握
- ・ 実態に応じた加配措置

◇ 特別な支援を必要とする幼児に関する教育相談

- ・ こども発達相談センターによる巡回訪問支援（就園児対象）
- ・ 教育相談室による巡回相談支援（年長児対象）
- ・ 幼児ことばの教室によることばの相談支援
- ・ 適切な就学指導と就学先選択に関わる支援

(3) 地域との連携による子育て支援

地域のもつ教育力を生かして、豊かな体験が得られる機会の充実を図るとともに、各園が地域における就学前教育の中核となり子育て支援の充実を図ることにより、地域の子どもたちを一体となって守り育てていこうという大人の意識の向上に努めます。

① 地域における就学前教育に対する理解への働きかけの推進

就学前教育に関する専門的な知見を地域に提供するとともに、様々な家庭や年齢層の子どもが学びや体験の場に参加できるように努めます。

◇ 園だより、幼児の取組の披露などによる地域への発信

◇ 地域の学習会等における園職員の専門知識の提供

◇ 中学生・高校生等の保育体験、職場体験の受け入れによる次世代の親の育成

◇ 園舎園庭開放、相談対応等の未就園児の保護者への対応

② 地域の教育力を生かした体験活動や学びの充実

地域の教育力を活用し、幅広い世代との交流など、豊かな体験が得られる機会を充実させるように努めます。

◇ 伝統芸能継承のための地域人材の活用

◇ 地域行事への参加